

利用可能団体等

市民公益活動団体のみ

(阪南市市民公益活動団体登録要綱に基づき登録を行っている団体)

利用方法

申請書を市民活動センターへ提出(使用しようとする日の属する月の2月前から前日までに)

※電話・メールにて仮申請も行っています。(正式申請は前日に行ってください)

※※正式申請はメールでも可能です。書式はHPにあります。

※※※**使用取りやめの連絡はなるべく早く行ってください。**来所・電話・メールで可能です。

利用時間

① 9～12時(この時間内であれば自由に時間設定可能)

② 13～15時

③ 15～17時

※いずれも、**準備片付けを含め2時間以内**です

※※**日曜日の15～17時は警備の関係上、17時までに必ず退室してください。**

使用制限

貸室では、会議・打ち合わせ以外の**団体の活動や練習での使用はできません。**

※各団体の登録会員のみの利用となります。

基本的に会議・打ち合わせ以外の使用はできません。詳しくは窓口のスタッフまでお願いします。

※※活動・練習を行う場合は地域交流館・公民館をご利用ください。

基本的に飲食はできません。(体調維持のための水分補給は可)

その他

活動ルーム1の研修室・展示室は、1団体でつなげて利用は行えません。

(他団体と共同で会議・打ち合わせを行うことは可能です)

災害時について

① 市内に「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」が発令された場合、休館。

② 台風等により公共交通機関が停止した場合、休館。

③ イベント事業(井戸端会議等)は、警報が発令された場合、中止。